

新潟市動物愛護推進員募集要項

新潟市では、動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる社会を目指して積極的に活動していただく新潟市動物愛護推進員を募集します。

- 募集人数 若干名。区ごとのバランスも考慮し募集します。
- 募集期間 令和8年1月30日（金）まで（当日消印有効）
- 応募資格 以下の条件を満たす方
 - 1) 新潟市内在住で満20歳以上の方
 - 2) 犬、猫等の動物愛護と適正飼育の推進に熱意と知識をお持ちの方
 - 3) 動物愛護に関する新潟市の施策を理解し、協力できる方
 - 4) 動物愛護推進活動に関して氏名等の公表が可能である方
 - 5) 「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」「新潟市動物の愛護及び管理に関する条例」の規定を遵守している方
 - 6) 平日昼間、新潟市動物愛護センターや市内各所で行う打ち合わせや活動に参加できる方
- 任期 委嘱した日から令和10年3月末まで
- 過去の活動の例（今後同様の活動をするかは未定です）
 - <適正飼育活動>
ペットをこれから飼う人を対象とした「飼育前セミナー コレカラ講座」の開催
狂犬病予防注射会場での適正飼育普及啓発活動
 - <動物フェスティバルに参加>
毎年9月の動物愛護週間に行われる「動物フェスティバル」への参加
 - <広報活動>
動物愛護センターホール展示の支援
広報紙「まんまるプレス」を編集
 - <各種勉強会>
地域猫活動や災害時のペット同行避難について知識を深め、今後の活動に生かすために
毎月1回程度、定例会（勉強会）を開催
 - <地域猫活動支援事業への参加>
活動事前調査、活動支援者として参加

● 選考方法及び結果の通知

応募申込書の内容にもとづき、動物愛護センターで面接を行います。

面接の日程については、お電話でご連絡の上、調整させていただきます。

結果については全員に通知いたします。結果詳細についてはお答えできること
がありますので、ご了承ください。

● 委嘱 動物愛護推進員として適格であると認められた方について委嘱いたします。

※委嘱するまでの期間に適格とは認められないような事実が生じた場合には、選考結果を取り消す場合があります。

● 権限 立入り、監視、指導等の権限はありません。

● 義務 活動上知り得た情報に関しては守秘義務があります。家族であっても第三者に漏らすことはできません。

● 報酬等 この活動に関する報酬、交通費等の支給は原則としてありません。

● 応募方法 所定の応募申込書について必要事項を記入し、写真を貼ったうえで新潟市動物愛護センターあてに郵送、もしくは、平日午前8：30～午後5：30にご来所のうえ、直接窓口へご提出ください。

※応募申込書は、動物愛護センターに配置するほか、市役所ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ・お申し込み先

〒950-0933 新潟市中央区清五郎343番地2

新潟市保健所環境衛生課 動物愛護センター

Tel 025-288-0017

Fax 025-288-0018

Mail dobutsuaigo@city.niigata.lg.jp (問合せのみ)